

○認知症のオーナーから代表権・経営権を承継するとき

事例

事業の承継・譲渡・清算に関する具体的な事例を掲げています。

当社の80%の株式を保有する代表取締役社長Aが認知症になり、経営判断はもちろん、株主総会での議決権の行使もおぼつかなくなりました。後継者である専務取締役B（社長の長男）に代表権・経営権を承継してもらうためには、どのような手続をとればいいでしょうか。なお、当社は取締役会設置会社であり、取締役はA、B及び平取締役である私の合計3名ですが、そのうち代表権を有しているのはAのみです。

当該事例で必要となる手続の概要や実務上の留意点を簡潔に示しています。

ポイント

- 1 取締役会設置会社の場合、取締役会決議により、Aを代表取締役から解職し、新たにBを代表取締役に選定することができます。
- 2 株主総会による解任決議がなされた場合、②取締役の任期が満了した場合、又は、③Aについて後見又は保佐が開始する等の資格喪失事由が生じた場合には、Aは取締役の地位を喪失しますが、その結果、取締役の員数が不足する場合は、新取締役選任のための株主総会が必要となります。
- 3 判断能力を喪失したAが大株主であるため、株主総会決議の定足数を満たさないという事態に備えて、予防策をとっておく必要があります。

解説

① 代表取締役の解職・選定のための手続

【取締役会の招集】

作成書類	取締役会招集通知	書式
添付書類	なし	

第3章 後継者への事業承継 第6 経営権・代表権の承継

作成者 取締役会の招集権限のある取締役

送付先 各取締役（監査役設置会社は、各取締役及び各監査役）（会社368①）

【取締役会の決議】

作成書類 取締役会議事録 書式

添付書類 なし

作成時期 取締役会終了後（会社369③、会社規101）

作成者 株式会社（取締役）

保管場所 本店備置（取締役会終了後10年）（会社371①）

◇代表取締役の解職・選定の手続（取締役会設置会社の場合）

現代代表取締役A（以下「A」といいます。）が高度の認知症となり、代表取締役としての業務執行が困難な状態となった以上、会社の業務に支障を来さないようにするために、新たな代表取締役を選任する必要が生じます。そこで、Aが自らの判断で自主的に代表取締役を辞任することができない場合は、取締役会決議によりAを解職のうえ、後継者である専務取締役B（以下「B」といいます。）を新たな代表取締役に選定することを検討します（会社362②③④）。

会社法上、取締役会で代表取締役を選定・解職するためには、定款で決議要件が加重されていない限り、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、かつ、その過半数が賛成することが必要です（会社369①）。なお、解職対象の代表取締役は定足数には含まれず議決権もないとされているので（最判昭44・3・28判時553・74）、議決要件の充足の有無は、解職対象の代表取締役を除外して検討します（会社369②）。

なお、定款で代表取締役が取締役会の招集権者とされている場合でも（会社366①）、「代表取締役社長に事故があるときは、取締役会があらかじめ定めた順序により他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。」という趣旨の規定が定められていれば、これに従って他の取締役が取締役会を招集することができます。

なお、代表取締役に事故がある場合を想定した規定が存在しない場合でも、他の取

★本書は、経済的な加除（さしかえ）式書籍です。

- 法令改正などに対応して発行される追録（低価格）をさしかえるだけで常に最新内容になり、その都度、新しい書籍を購入する必要がありません。
- さしかえしない部分はそのまま利用できますので、資源保護につながり、環境にも配慮しています。
- ご希望により、さしかえ作業の無料サービスをうけたまわります。

内容見本
〔B5判縮小〕

第3章 後継者への事業承継 第6 経営権・代表権の承継

当会社は、当会社のA種株主に本項各号に定める事由が生じた以後、取締役会で別に定める日が到来することをもって、当該A種株主より株式を取得することができる。

- ① A種株主が死亡したとき
- ② A種株主について成年後見、保佐若しくは補助の審判が確定したとき、又は、任意後見が開始したとき

なお、種類株式の具体的な発行の方法については、前掲「〇拒否権付種類株式を発行するとき」、「〇取得条項付株式を発行・取得するとき」を参照してください。

(2) 届入の株式の活用

Bに株式を一部譲渡して株主にした上で、定款で届入の株式の規定を置き、Aの判断能力が低下したときにはBの議決権が増加し、Bが単独で会社を支配できるように設定しておくことが考えられます（ただし、全株式譲渡制限会社の場合に限りません）。（会社109②）。これにより、Bに株式購入資金や贈与税負担資金がないために十分な数のAの株式をBに譲渡することができないという場合でも、Aの判断能力が喪失した場合にB単独で会社支配が可能となります。

なお、届入の株式の規定を置くための定款変更（当該定款の定めを廃止するものを除きます。）を行う株主総会の決議は、総株主の半数以上であって、総株主の議決権の4分の3（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上に当たる多数をもって行わなければなりません（特殊決議）（会社309③）。

(3) 民事信託の活用

このほかにも、民事信託を利用し、Aを委託者、Bを受託者としてAからBに株式を信託譲渡し、Aが元気なうちは指図権に基づいてBに議決権行使の方法を指図し、Aの判断能力が低下したときにはBが受託者として議決権行使ができるようにしておくといった方法も考えられます（前掲「〇株式を信託財産とし、後継者を受益者に指定するとき（遺言代用型）」ほか参照）。

適宜、当該事例に関連する裁判例等を掲載しています。

参考判例等

○取締役の解任に関する株主総会の決議について、その対象である取締役（株主である取締役）は、当該株主総会の特別利害関係人に当たらないとした事例（最判昭42・3・14判時476・17）

第3章 後継者への事業承継 第6 経営権・代表権の承継

適宜、作成書類・添付書類の具体例を掲げています。また、主要な文例・書式については、ダウンロードサービスを提供しています。

●取締役会招集通知（代表取締役の解職・新代表取締役の選定）

取締役会招集ご通知

当社の取締役会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいよう、ご通知申し上げます。

記

- 1 日 時 令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇曜日） 午前〇時
- 2 場 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 当社会議室
- 3 会議の目的事項
 - 第1号議案 代表取締役解職の件
 - 第2号議案 代表取締役選定の件
 - 第3号議案 その他必要な事項

●取締役会議事録（代表取締役の解職・選定）

第1号議案 代表取締役解職の件

議長は、当社代表取締役〇〇〇〇氏が、体調不良のため代表取締役の執務に支障を来している旨を述べ、その理由を詳細に説明した。審議の後、議長がその賛否を議場に語ったところ、満場一致をもって承認可決された。

なお、〇〇〇〇氏は特別利害関係者であるため本件決議に参加しなかった。

事業の承継・譲渡・清算を円滑に進めるために!!

事例式
事業承継手続マニュアル

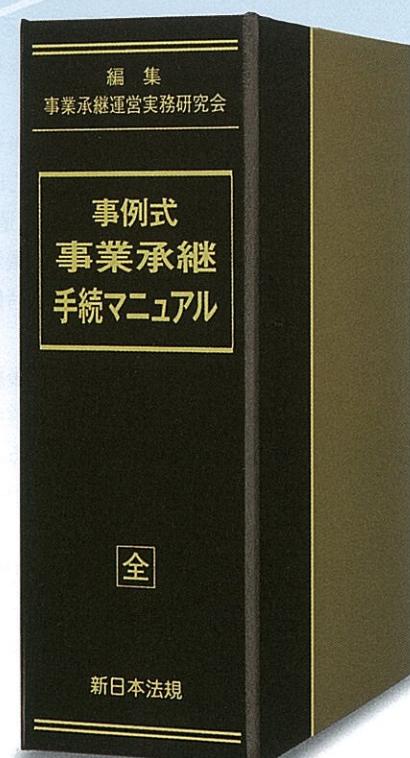
編集 事業承継運営実務研究会 代表 内藤 良祐（弁護士）

◆事業の承継・譲渡・清算に必要な手続を集約！

後継者への承継はもちろん、第三者への売却（M&A）や廃業時の清算手続など、事業承継の場面で検討・実施すべき様々な手続を取り上げています。

◆文例・書式を豊富に登載！

各種議事録、契約書、通知・公告など、参考となる文例・書式を多数登載しています。

追録購読者
特典文例・書式データのダウンロードができる!
登載文例・書式のデータを弊社ウェブサイトからダウンロードできます。0120-089-339 受付時間 8:30~17:00
(土・日・祝日を除く)WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp

法令情報を配信!

総合法令情報企業として社会に貢献  新日本法規出版公式Facebookページ
法律出版社ならではの情報を発信

掲載内容

第1章 総説

- 事業承継の必要性等
- 事業承継政策の概要

第2章 現状把握・方針検討

第1 現状把握

- 会社の現状を把握するとき
- 経営者個人の現状を把握するとき
- 名義株や所在不明株式が存在するとき
- 弁護士等専門家の関与が利益相反(双方代理等)に当たるおそれがあるとき

第2 方針検討

- 後継者・承継方法を検討するとき
- 事業承継計画を作成するとき
- 事業の収益性を検討するとき
- 財務の分析をするとき
- 持分会社(合名会社・合資会社・同会社)における持分の移転を検討するとき

第3章 後継者への事業承継

第1 株式の分散防止

- 後継者個人が少数株主から株式を取得するとき
- 会社が全株主から自己株式の取得を行うとき
- 会社が特定の株主から自己株式の取得を行うとき
- 相続人等に対する株式売渡請求を行うとき

第2 遺留分対策

- 遺留分放棄の許可を申し立てるとき
- 遺留分に関する民法特例を利用し、除外合意・付随合意するとき
- 遺留分に関する民法特例を利用し、固定合意・付隨合意するとき
- 遺留分対策として生命保険、融資等を活用するとき

第3 承継のための資金調達

- 経営承継円滑化法の金融支援措置を受けるとき
- 経営承継円滑化法の金融支援措置の認定を受けるとき(会社・個人事業主)
- 経営承継円滑化法の金融支援措置の認定を受けるとき(代表者個人)
- 中小企業投資育成株式会社を利用す

- 取得条項付株式を発行・取得するとき

- 全部取得条項付種類株式を発行・取得するとき

- 新株予約権を発行するとき

- 新株予約権の権利行使をするとき

- 株式併合を行うとき

- 従業員持株会制度を導入するとき

第2 納税対策

- 相続税額を試算するとき

- 事業種目の変更によって株式の評価額を引き下げるとき

- 配当金の見直しによって株式の評価額を引き下げるとき

- 第三者割当増資によって株式の評価額を引き下げるとき

- 事業承継の認定を受けるとき

- 事業承継税制の年次報告を行うとき

- 事業承継税制の特例承継計画に係る報告を行うとき

- 贈与税の納税猶予期間中に旧経営者(特例贈与者)が死亡したとき

- 小規模宅地等の特例を利用するとき

- 延納を申請するとき

- 物納を申請するとき

- 死亡退職金の非課税枠を活用するとき

- 生命保険の活用により納税資金を確保するとき

るとき

第5 株式・財産の承継

- 株式を後継者に生前贈与するとき

- 株式を非後継者も含めて生前贈与するとき

- 株式を生前売却するとき

- 事業用不動産を生前贈与するとき(相続時精算課税含む)

- 株式・財産を遺言又は死因贈与により承継せざるとき

- 役員が株式譲渡代金を資金調達するとき

- 持株会社を設立してファンドから資金調達を受けてMBO・EBOを実施するとき

- SPCがLBOファイナンスを受けてMBO・EBOを実施するとき

- 会社分割を行った会社を複数の後継者に承継せざるとき

- 株式を信託財産とし、後継者を受益者に指定し、委託者死亡時に受益者に権利移転させるとき(遺言代用型)

- 株式を信託財産とし、議決権を留保しながら後継者を受益者に指定するとき

- 株式を信託財産とし、後継者を受益者に指定し、さらに後継者死亡に備え権利帰属者を指定するとき

- 経営者の個人保証・担保を見直すとき

第6 経営権・代表権の承継

- 代表取締役を解任するとき

- 旧経営者に役員退職慰労金を支給するとき

- 認知症のオーナーから代表権・経営権を承継するとき

- オーナー経営者の経営権を、親族である後継者に移転するとき

- 旧経営者に、経営権承継後も、会社経営上の決定権を一部残したいとき

- オーナー経営者の経営権を、役員・従業員に移転するとき

- オーナー経営者一族に株式を残したまま、親族外の後継者に経営をさせると(いわゆる「雇われ社長」のとき)

- 合同会社の経営者が、代表権・経営権を後継者に移転するとき

- 過去の役員選任手続等に不備があるとき

第7 債務超過企業の事業承継

- 債務超過企業の事業承継を進めるとき

- 債務超過企業の親族内承継・従業員承継をするとき

- 特定調停手続を用いて第三者への事業承継をするとき

- 法的手続を用いて事業承継をするとき

- 経営者保証ガイドラインを用いて保証債務を整理するとき

第4章 第三者への売却(M&A)

第1 株式譲渡による承継

- 買主を探すとき

- 株式が分散保有されている場合に売主を単一にして磨き上げをするとき

- 売主側がデューデリジェンスを行い磨き上げをするとき

- 株式の譲渡価格を算定するとき

- 候補先の絞り込みと選定を行うとき

- 基本条件交渉を行うとき

- デューデリジェンスを行うとき

- 株式譲渡契約書(最終合意書)を締結するとき

- クロージングとその後の手続をするとき

第2 その他組織再編による承継

1 全体像

- 株式譲渡以外の第三者への売却手続を選択するとき

2 資産譲渡と事業譲渡

- 個別の資産譲渡を行うときの資産ごとの手続は

- 事業譲渡によって一部資産を除外し

て承継させたいとき

- 事業譲渡において簿外債務を引き継がないようにしたいとき

3 株式交換

- 株式交換が適切な場合は

- 株式交換を行うときの手続は

4 合併・会社分割

- 合併が適切な場合とその手続は

- 会社分割を検討するとき

- 会社分割(新設分割による株式譲渡)を行うときの手続は

第3 労務関係の承継

- 労務関係承継に関する事業承継の手法ごとの留意点は

- 会社分割・事業譲渡により従業員の承継をするとき

- 労働組合との間の協議・通知をするとき

- 退職年金を承継するとき

- 労働条件の不利益変更をするとき

第4 債権債務の承継

- 一部事業を除外して事業譲渡をするときの債権債務関係は

- 株式交換により直接債権債務を承継させないで事業承継を行うとき

- 吸収合併をするときの債権債務関係の手続は

- 会社分割をするときの債権債務関係の手続は

- 詐害的な会社分割が行われたとき

- 代表者の保証債務を解除したいとき

第5 M&Aの手法の選択と税務・会計

- 適格要件を満たすスキームで合併を行うとき

- 消滅会社の繰越欠損金を承継し存続会社で損金に算入するとき

- 会社分割により事業統合を行ったときの税務は

- 対象会社の事業部門を買収するとき

○吸収合併において行う会計処理の手続は

第5章 事業清算(廃業)

第1 清算手続

- 会社の解散を決議するとき

- 財産目録等を作成するとき

- 現務の結了を行うとき

- 財産の換価・債権の取立てを行うとき

- 債務の弁済を行うとき

- 残余財産の分配を行うとき

- 清算手続中に清算事業年度が終了したとき

- 破産手続に移行するとき

- 特別清算手続に移行するとき

- 清算事務が終了したとき

- 解散した会社を継続するとき

第2 労務関係の清算

- 廃業により従業員を解雇するとき

- 派遣元企業との労働者派遣契約を解消するとき

- 未払の給与・退職金があるとき

- 社会保険・労働保険の喪失手続を行うとき

- 従業員の再就職を援助するとき

第3 各清算手続の会計・税務

- 解散時の会計・税務処理を行うとき

- 清算時の会計・税務処理を行うとき

- 残余財産の分配に伴う会計・税務処理を行うとき

- 私的整理において会計・税務処理を行うとき

- 法的手続において会計・税務処理を行うとき

索引

事項索引

内容を一部変更する事がありますので、ご了承ください。

札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
関東支社